

事業継続支援金の対象業種をさらに拡大します!!

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内の事業主の方に対して、経営の維持または継続のための支援として、これまでの事業継続支援金の対象業種をさらに拡大して支援金を交付します。

交付対象となる方

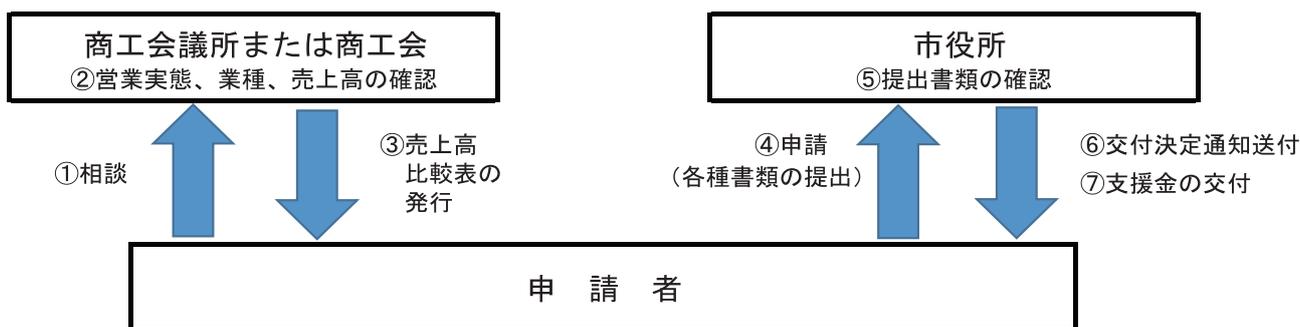
次の事項のすべてに該当する方

- ▷日本標準産業分類の大分類「農業、林業」、「漁業」に該当する業種以外の業種で事業を営んでいる方
 - ▷令和2年1月31日までに市内で事業を開始されている方
 - ▷国、法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと
 - ▷風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う方でないこと
 - ▷政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
 - ▷暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する「暴力団」等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有しない方であること
 - ▷無許可営業に該当する方でないこと
 - ▷これまで市の事業継続支援金の交付を受けていない方
 - ▷市町村税を滞納していない方
 - ▷営業の実態があり、今後も継続する意思がある方
 - ▷新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から5月までの間のいずれかの月の売上げが前年同月の売上げより30%以上減少した方
- *事業期間が1年未満の場合にあっては、令和2年2月から5月までの間のいずれかの月の売上げがそれ以前の月の売上げより30%以上減少した方

支援金の額

1事業者につき20万円

申請の流れ



問い合わせ・申請先 商工労政課 内線2552

五所川原商工会議所 Tel.35-2121 / 金木商工会 Tel.52-2611 / 市浦商工会 Tel.62-2232

申請期限

8月31日(月)

- *対象業種の拡大に伴い、これまでの事業継続支援金の対象業種の申請期限も8月31日(月)とします。

交付申請の方法

①「宣誓書兼売上高比較表」の取得

交付要件を満たし、かつ30%以上の売上げが減少した事業主に対して、五所川原商工会議所、金木商工会または市浦商工会が「宣誓書兼売上高比較表」を発行します。

- *宣誓書兼売上高比較表には業種を記入する欄がありますので、業種を確認することができる書類(営業許可証や税務申告書類、許可書等)を持参してください。また、売上高の減少を判定するため、売上台帳や帳簿等の書類もあわせて持参してください。
- *「宣誓書兼売上高比較表」の発行は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**完全予約制**とします。事前に五所川原商工会議所、金木商工会または市浦商工会に予約の電話をお願いします。
- *お越しの際は、マスクの着用をお願いします。

②市商工労政課に申請書類を提出(郵送による申請も可能です)

「交付申請書兼請求書(市ホームページもしくは商工労政課、金木・市浦各総合支所の窓口にて配布)」に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ▷営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類、または業種を確認することができる書類の写し
 - ▷市町村税の滞納がないことを証する証明書
 - ▷宣誓書兼売上高比較表(五所川原商工会議所、金木商工会または市浦商工会が認定したもの)
 - ▷振込口座のわかるもの(通帳の写し等)
- *詳しくは、市ホームページをご確認ください。